第一種動物取扱業者及び第二種動物取扱業者が取り扱う動物の管理の方法等の基準を定める省令第3条第1項第1号口(10)(二)に関する意見まとめ

No.	意見の概要	回答
1	通気性等を確保するために改正前の「側面及び	本条文の趣旨は、通気及び見通しの確保を行うことにあり、側面又は天井のいずれか片
	天井」のままとして欲しい。	方であっても、通気の確保及びケージ等の内部を外部から見通すことは可能です。
		また、ご懸念の動物の健康及び安全の保持といった観点につきましては、第二種動物取
		扱業者においては、動物の生理、生態、習性等に適した温度、湿度等が確保されるととも
		に、低温又は高温により動物の健康に支障を生じるおそれのないよう、飼養環境の管理を
		行うことが基準省令第3条第1項第3号により義務づけられています。